

議案第61号

南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり提出する。

令和5年11月27日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

国の人事院勧告、県の人事委員会勧告、一般職の職員の給与に関する法律等の一部
を改正する法律（令和5年法律第●号）及び職員給与等の改定状況を踏まえ、改正す
る必要があるため提案する。

南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年南風原町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。